

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは

本社が市外にある企業(法人)様が横浜市の地方創生のプロジェクトへご寄附された場合に、法人関係税が最大で寄附額の約9割軽減される制度です。

最大で
約9割の
税軽減

(損金算入 約3割+
税額控除 最大6割)



- 税額控除のポイント**
- ①法人住民税
寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ②法人税
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度(法人税額の5%が上限)
 - ③法人事業税
寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)
- 留意事項**
- ・1企業における1事業あたりの寄附は10万円からとなります。
 - ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
 - ・税額控除は、寄附を行った日が属する企業の事業年度に適用されます。

制度活用のメリット

SDGsやESGへの
寄与等における
社会貢献

新たなパートナーシップの
構築や企業PR効果による
事業展開

最大で寄附額の約9割の
法人関係税が軽減
税軽減

横浜市独自の特典

市ウェブサイト で企業情報の掲載

企業ホームページへのリンクや
企業ロゴ、ご寄附に対するメッセージ
などを掲載させていただきます。

市長名の感謝状贈呈

本市の謝意を込めて、
感謝状をご用意させていただきます。

その他の特典の有無は
各事業所管部署に
お問合せください

各特典は、ご希望があった場合にご提供いたします。

※禁止されている「寄附を代償とした経済的な見返り」に当たらない範囲での特典となります。

※その他にも、寄附額1,000万円以上の場合には紺綬褒章への推薦制度があります(あくまで国制度への推薦であり、受章が約束されるものではありません)。

寄附手続きの流れ

①ご相談

寄附を希望する分野やプロジェクトなど、
まずは、**政策局 財源確保推進課までご相談**
ください。

※なお、既存の寄附募集中の事業(前ページ掲載
事業)へ寄附意向がある場合は、直接担当課へ
ご相談いただいても結構です。

②お申出

対象事業や寄附金額
が決定しましたら、寄
附申出書等をご提出
いただきます。

③ご寄附

ご寄附のお申込みを
確認次第、横浜市から
納付書を送付します。
所定の金融機関にて
寄附金の納付をお願
いします。

④税申告のお手続き

横浜市から寄附金の受
領証を発行します。
税申告の際は、この受領
証をご使用ください。

お申出から受領証の発行までは、1か月程度を目安としてください。

令和5年11月作成

企業版
ふるさと納税
お問合せ

横浜市政策局 財源確保推進課 企業版ふるさと納税担当
TEL:045-671-4809 / Mail:ss-zaigen@city.yokohama.jp
〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

詳しくは『横浜市企業版ふるさと
納税ウェブサイト』をご覧ください。

横浜市 企業版ふるさと納税 検索



企業版 ふるさと納税

HOMETOWN TAX PROGRAM CORPORATE EDITION

横浜市

企業版ふるさと納税を活用した 横浜市との連携のご提案

横浜市では、「誰もが希望にみちあふれた毎日を送ることができる社会をつくり、子どもたちにしっかりとつないでいきたい」という思いから、「横浜市中期計画2022～2025」において、目指す都市像を「明日をひらく都市」としました。

これは、「2040年頃の横浜のありたい姿」であり、「横浜に関わる多様な人・企業・団体が、共に未来を切り拓いていくための共通認識」としてお示したものです。その実現に向けて、以下の「基本戦略」を掲げて取組を進めています。

本市の取組について、貴社の理念やご意向等に沿うものがありましたら、是非、企業版ふるさと納税を通じて、「明日をひらく都市」を共に目指すパートナーとなっていただくことについて、ご検討いただけましたら幸いです。

基本戦略：子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

5つのテーマを掲げ、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にし、9つの中期的な戦略を定めています。



- 戦略1** **すべての子どもたちの未来を創るまちづくり**
例：妊娠・出産・子育て支援、児童虐待防止、学校教育の向上 等
- 戦略2** **誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり**
例：介護・医療やスポーツ環境の充実、多文化共生の推進 等
- 戦略3** **Zero Carbon Yokohamaの実現**
例：カーボンニュートラルの実現、資源循環の推進 等
- 戦略4** **未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現**
例：事業者支援、観光・MICE都市の実現、国際連携の強化 等
- 戦略5** **新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり**
例：自然環境を生かした住環境の維持、地域交通の実現 等
- 戦略6** **成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり**
例：業務・商業機能の更なる集積、文化芸術創造都市の推進 等
- 戦略7** **花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現**
例：自然豊かな都市環境の実現、生物多様性の保全・利活用 等
- 戦略8** **災害に強い安全・安心な都市づくり**
例：大規模地震・風水害への対策、地域防災力の向上 等
- 戦略9** **市民生活と経済活動を支える都市づくり**
例：交通ネットワーク・港湾等の整備、公共施設の保全更新 等

**基本戦略の推進にかかる全ての事業が、
横浜市の企業版ふるさと納税の対象事業となります。**

横浜市と共に明日へ～皆さまが目指す未来をお聞かせください～

ビジネス(企業活動)を通じて、貴社が目指している未来の実現のために、是非、横浜市の企業版ふるさと納税プロジェクトをご活用ください。

主なプロジェクト(令和5年度)

GX(グリーントランスフォーメーション) 戦略7 / 自然とともにある未来

国際園芸博覧会推進事業

花と緑のあふれる暮らし、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する、GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の開催に向けた取組に活用します。

【担当】都市整備局 国際園芸博覧会推進課 電話：045-671-4627



(公社)2027年国際園芸博覧会協会より提供

経済振興・人材育成 戦略4 / 新たなビジネス・起業家が溢れる未来

イノベーション人材育成事業

社会課題の解決に資するビジネスを生み出す環境をつくるため、大学・企業と連携したイノベーションを担う人材の育成プログラム、小中高生を対象とした次世代起業家教育等に活用します。

【担当】経済局 新産業創造課 電話：045-671-3487



公民連携・共創 戦略4 / 誰一人として取り残さない持続可能な未来

横浜版地域循環型経済(サーキュラーエコノミー plus)の推進

行政が民間の皆様とともに、それぞれの人材、資源、サービス、財源を活用することで社会課題を解決する「横浜版地域循環型経済*」の取組の推進に活用します。

※資源・製品の循環に限らず、「ひと」のエンパワーメントと「まち」の持続可能性にも着目し、それらを総合的に推進するための社会経済モデルの構築を目指す考え方。

【担当】政策局 共創推進課 電話：045-671-4391



セヤミツラボのハチミツプロジェクト

子育て 戦略1 / 次世代の担い手を安全に育む未来

保育所等整備事業

保育所等での安全な保育環境の確保や待機児童の解消に繋げるため、開園後一定年数が経過した保育所等の設備等に対する改修費補助に活用します。

【担当】子ども青少年局 子ども施設整備課 電話：045-671-4146



観光・交流、文化・芸術 戦略6 / まちの賑わいと心豊かな社会が形成される未来

アーツコミッション事業



写真：OHNO RYUSUKE

文化芸術活動を行う方や企業、市民等の様々な主体をつなぐプラットフォームとして、相談窓口の運営や、活動助成、情報発信等に活用します。

【担当】にぎわいスポーツ文化局 創造都市推進課
電話：045-671-3868

横浜トリエンナーレ事業



ニック・ケイヴ(回転する森)2016(2020年再制作) ©Nick Cave
ヨコハマトリエンナーレ2020 展示風景 撮影：大塚敬太
写真提供：横浜トリエンナーレ組織委員会

我が国を代表する現代アートの国際展において、ファミリー層や将来を担う子どもたちが気軽にアートに触れる機会の提供や、都心臨海部を回遊しながら楽しめる取組等に活用します。

【担当】にぎわいスポーツ文化局 創造都市推進課
電話：045-671-2278

その他のプロジェクト 戦略1～9 こちらに記載したプロジェクト以外にも、幅広いプロジェクトが対象となります。貴社において、その他にご興味がある分野・事業などがありましたら、是非ともお気軽にお問合せください。
【担当】政策局 財源確保推進課 企業版ふるさと納税担当 電話：045-671-4809